

令和6年度林業信用保証料率算定委員会の結果について (ポイント)

1 趣旨

第5期中期目標において、毎年度、保証料率水準の点検を実施し、必要に応じて保証料率の見直しを行うこととされており、令和6年12月12日に保証料率算定委員会を開催し、点検を行った。

2 点検の結果

- 令和6年度上期において、特例保証料率を適用した新規案件・継続案件ともに0件であった。
- 令和5年度の保証料率と過去10年の実績から算出した理論値とを比較した結果、リスクの高い格付の保証料率をリスクの低い格付が負担している構造にあるとも言えることから、引き続き、期中管理の徹底等により、特にリスクの高い格付における代位弁済率の低減に取り組むことが必要である。
- その一方で、
 - ① 直近の業務収支は、バランスが取れる状況で安定しており、現時点で大きな問題はないこと
 - ② 令和4年度をもって特例保証料率の適用は是正されたものの、理論値の算出に用いた過年度の実績には、これら特例保証料率を適用した案件が含まれており、直ちに保証料率を見直すことができないと考えられることから、令和7年度の保証料率は、現在の保証料率を据え置くこととする。

以上

令和6年度の林業信用保証料率に係る点検について

1 趣旨

林業信用保証における保証料率については、第5期中期目標において、毎年度、保証料率水準の点検を実施し、必要に応じて見直すこととされている。

このため、本年度も林業信用保証料率算定委員会において、保証料率水準の点検を実施する。

<参考>独立行政法人農林漁業信用基金 第5期中期目標(抜粋)

2-(2)-ア 適切な保証料率の設定

保証料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、林業・木材産業の特性を踏まえつつ、信用リスクを勘案した適切な保証料率を設定する。

その際、収支均衡に向けて、業務収支の状況や代位弁済の発生状況の実態等を踏まえ、毎年度、保証料率水準を点検し、必要に応じて保証料率の見直しを行う。

2 保証料率の設定の考え方

(1) 保証料率設定の基本的な考え方（理論値）

- ① 林業信用保証については、一般の保険制度と同様に、保証料収入及び求償権回収収入で代位弁済費を賄うことを原則としている。
- ② 収支均衡となる保証料率（理論値）は以下の理論式により算定される。

$$\text{理論値} = \text{代位弁済率} \times (1 - \text{回収率})$$

(2) 現行保証料率設定の考え方

林業信用保証においては、理論値に基づいて保証料率を設定すると、被保証者に過度な負担が生ずるため、国からの支援を前提に、理論値よりも一定程度低い保証料率（8区分）を一般資金・制度資金別に設定している。（表1）

こうした仕組みの下で、年度業務収支において、保証料・求償権回収による収入が代位弁済費支出を下回る場合は、国からの交付金が措置され、それにより、直ちに保証料率を引き上げることなく、林業者・木材産業者の保証料負担が緩和されることとなっている。

表1 林業信用保証の保証料率

格付	A	B1	B2	C1	C2	C3	D	E
一般資金	0.20%	0.40%	0.60%	0.90%	1.10%	1.30%	1.50%	1.80%
制度資金	0.15%	0.30%	0.45%	0.68%	0.83%	0.98%	1.13%	1.35%

3 保証料率水準及び業務収支の点検

(1) 現行保証料率と理論値との比較

一般資金又は制度資金に区分した上で、格付ごとに、令和5年度の現行保証料率と平成26年度から令和5年度までの10年間の実績から算出した理論値とを比較した。

ア 一般資金

格付B2及びEにおいて、理論値が現行保証料率を上回った。特にEの格付においては、理論値が現行保証料率の6倍以上となり、結果、一般資金平均は、現行保証料率は0.98%、理論値は1.77%となった。(図1)

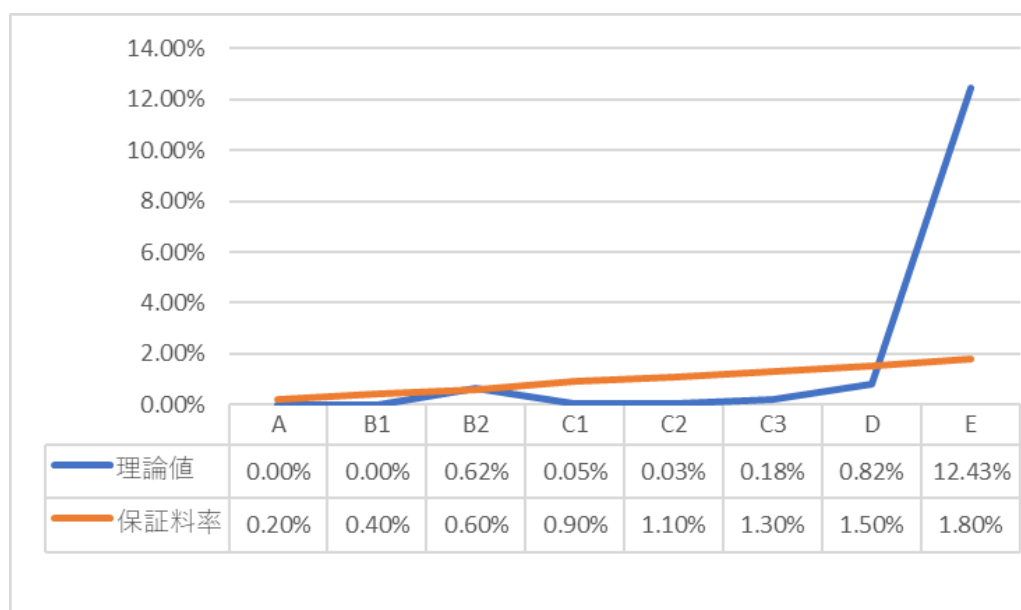


図1 現行保証料率と理論値との比較（一般資金）

イ 制度資金

格付Eにおいて、理論値が現行保証料率の5倍以上となった。結果、制度資金平均は、現行保証料率は0.73%、理論値は1.14%となった。(図2)

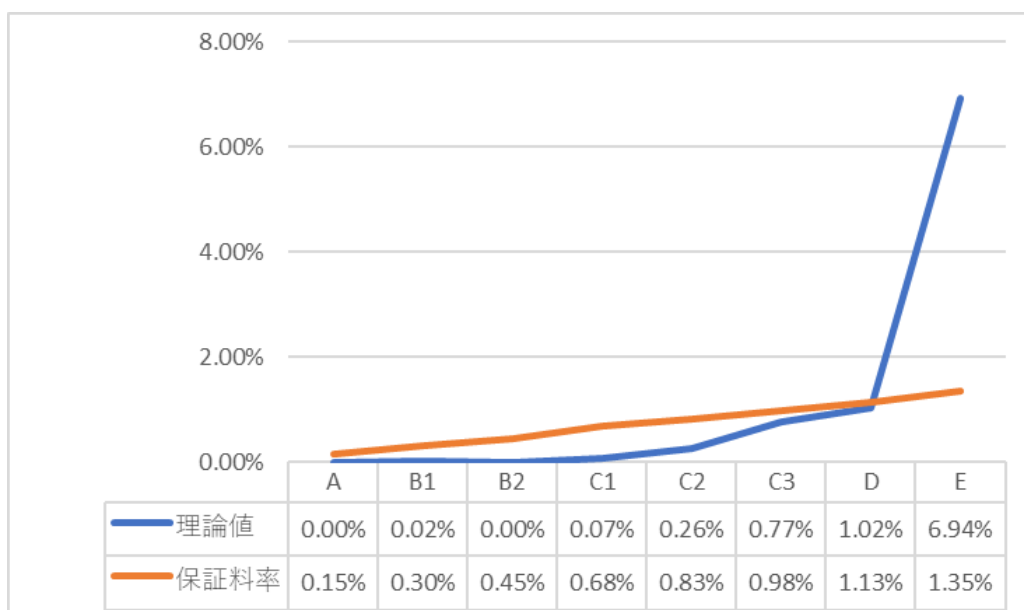


図2 現行保証料率と理論値との比較（制度資金）

一般資金、制度資金ともに、リスクの低い格付においては、理論値が現行保証料率を下回る傾向にあったものの、リスクの高い格付においては、理論値が現行保証料率を著しく上回ったことにより、平均値で見ると、理論値が現行保証料率を上回っていることが確認された。

持続的かつ安定的に林業信用保証業務を運営する観点から、リスクに応じて均等に保証料を負担するものとして現行保証率を設定している中で、現時点では、リスクの高い格付の保証料率をリスクの低い格付が負担している構造にあるとも言えることから、引き続き、期中管理の徹底等により、特にリスクの高い格付における代位弁済率の低減に取り組むことが必要である。

(2) 特例保証料率の適用状況

令和6年度上期において、特例保証料率を適用した新規案件・継続案件ともに0件であった。

令和3年10月の制度見直し及び信用基金職員の精力的な取組により、特例保証料率の適正化が十分に浸透したものと考えられる。

(3) 業務収支の状況

保証料・求償権回収収入、代位弁済費支出に国からの交付金も含め、直近10年間（平成26年度～令和5年度）の業務収支の状況を見ると、次のとおりである。

- 平成27年度をピークに代位弁済費支出は減少傾向にあったが、新型コロナ対応融資（いわゆるゼロゼロ融資）の返済開始に伴う企業の資金繰り悪化の影響等により、令和3年度を底に再び増加に転じている。
- 令和5年度については、4期ぶりに収支差赤字となったが、政府事業交付金により赤字を補填できており、近年の業務収支はバランスが取れる状況で安定して

いる。

よって、今後の代位弁済の動向には注意を要するものの、現時点で業務収支全体に大きな問題はなく、保証料率そのものを見直すような差し迫った状況にはないと考えられる。（表2）

表2 業務収支の状況

単位：百万円

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
収入	619	476	499	562	561	467	518	391	382	332
保証料収入	344	320	302	293	279	309	301	257	240	183
求償権回収収入	275	156	197	269	281	157	217	134	142	149
支出										
代位弁済費支出	581	1,177	687	673	525	642	419	116	260	479
収支差	38	▲ 701	▲ 188	▲ 111	36	▲ 175	99	276	122	▲ 147
政府事業交付金収入	134	532	208	122	13	192	78	24	22	147
業務収支	173	▲ 169	19	11	48	16	177	300	145	0

4 点検結果

保証料率については、格付ごとに見れば、リスクの高い格付の保証料率をリスクの低い格付が負担している構造にあるとも言えることから、引き続き、期中管理の徹底等により、特にリスクの高い格付における代位弁済率の低減に取り組むことが必要である。

その一方で、①業務収支はバランスが取れる状況で安定しており、現時点で大きな問題はないこと、②令和4年度をもって特例保証料率の適用は是正されたものの、理論値の算出に用いた過年度の実績には、これら特例保証料率を適用した案件が含まれていることから、直ちに保証料率を見直すことができないと考えられるため、令和7年度の保証料率は、現在の保証料率を据え置くこととする。

以上